

- 8 自治基本条例と市民参加条例
- 10 11月9日は、119番の日 ほか
- 11 新型コロナワクチン 最新情報
- 22 【健康×暮らしナビ】消費生活相談 Q&A ほか
- 25 第32回 えべつ環境広場 2022
- 26 無料相談窓口・後期【保存版】

みんなで考えよう! ネットの正しい使い方

小・中学生のための えべつ4 RULES

Rule 1 1日2時間以内とし、友だちとの
メールなどのやり取りは、
夜9時以降は行わない。



Rule 2 悪口や、人を傷つける
内容は書き込まない。
送る前に、しっかり確認する。



Rule 3 名前・住所・学校名・顔写真
などの個人情報は、
絶対に投稿・公開しない。



Rule 4 困った時は一人で悩まず、
保護者や先生などの大人に
相談する。



保護者にできること

ネットトラブルの未然防止には、ネットを安全に利用できるような家庭でのルールづくりが非常に重要です。

ぜひ、ネットトラブルを防ぐため、ご家庭におけるルールづくりについてお子様と話し合ってくださいようお願いいたします。



江別市教育委員会・江別市 PTA 連合会

【巻頭特集】

インターネットトラブルから 子どもを守る「家庭のルール」

【特集】

インターネットトラブルから 子どもを守る「家庭のルール」

昨今、スマートフォンなどの電子機器が急速に普及し、誰もがインターネットを利用し、楽しむ時代になりました。

市内の小中学校では、子どもたち一人一人にタブレットが貸与され、授業で使用しています。

また、自宅でボイスチャットを使い、離れた友だちと通話をしながらゲームをするといった遊びが増えているなど、子どもたちを取り巻く環境や日常は、大きく変化しています。

インターネットはとても便利なツールですが、使い方を誤るとトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性があります。

子どもたちがトラブルや犯罪に巻き込まれずに安全に利用するには、インターネットの正しい使い方に関する教育のほか、家庭でのスマートフォンやインターネット利用に関するルールが特に重要です。

そこで、今回は子どもがスマートフォンやインターネットを利用するうえでの家庭のルールについて特集します。

この機会に、いま一度、子どものスマートフォンやインターネットの利用について考えてみませんか。



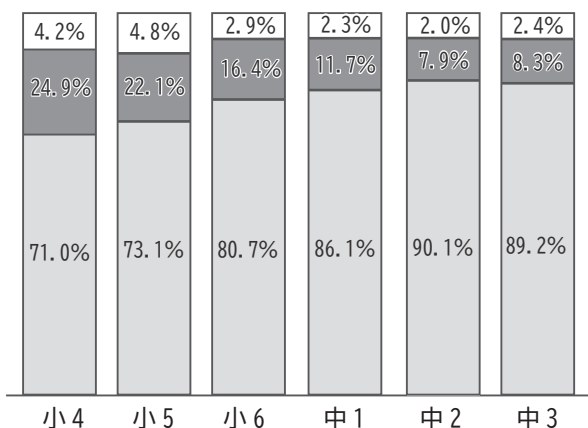
市内公立小中学生のスマートフォンなどの利用状況

市教育委員会が「令和4年度 スマホなどの使用に関するアンケート」を、市内公立小中学校の小学4年生から中学3年生まで合計5,783名（令和4年5月1日時点）を対象に行いましたので、その結果の一部をご紹介します。

● インターネットの接続環境

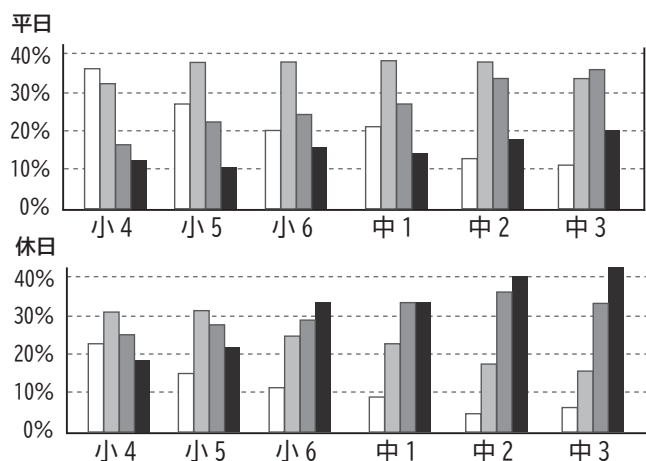
☒ 自分専用の機器で接続できる ☐ 接続できない
☒ 借用した機器で接続できる

※ 小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。



● インターネット通信機器の利用時間

☐ 1時間未満 ☒ 1時間以上2時間未満 ☒ 2時間以上3時間未満
☒ 3時間以上



● インターネット通信機器の利用に関する問題などの発生状況（複数回答あり）

	迷惑メールが送られてきた	夜遅くまでLINE等の連絡が入り返信が大変だった	友だちや知らない人からLINE等がいやなことを言われた	LINE等で見知らぬ人から連絡が来た	ゲームの課金等で高いお金を支払うことになった	ネット上に自分の個人情報をあげられてしまった	スマホ等のやりすぎで勉強時間が減った	スマホ等を常にさわっていないと落ち着かなくなってしまう	特に困ったことはない
小学4年生	1.8%	2.2%	1.2%	1.8%	0.7%	0.3%	4.3%	2.1%	78.7%
小学5年生	1.9%	3.0%	1.1%	1.3%	0.2%	0.1%	3.7%	1.7%	78.6%
小学6年生	2.9%	4.5%	0.7%	1.7%	0.2%	0.1%	8.5%	2.1%	77.1%
中学1年生	6.8%	7.5%	1.8%	1.4%	0.5%	0.8%	17.3%	2.3%	65.2%
中学2年生	8.7%	7.7%	2.0%	4.7%	0.0%	0.8%	23.6%	2.6%	58.8%
中学3年生	10.0%	5.1%	1.3%	4.7%	0.5%	1.3%	23.1%	3.7%	61.9%



「子供・若者白書」で見比べる全国のインターネットやスマートフォンの利用状況

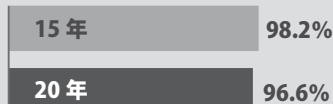
※ 令和4年度版「子供・若者白書」（概要版）より一部抜粋して掲載しています

● インターネット利用率

6～12歳



13～19歳



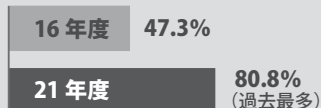
総務省「通信利用動向調査」

● スマートフォン利用状況

小学生



中学生



内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

※ 設問に相違があるため、直接比較はできません。

「子供・若者白書」の詳細は
右のQRコードから



● インターネット利用時間

（平均利用時間3時間以上の割合）

小学生



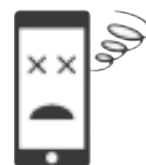
中学生



内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

※ 設問に相違があるため、直接比較はできません。

子どもが遭遇する可能性のある インターネットトラブルとは



子どもたちが遭遇する可能性のあるインターネットトラブルとはどのようなものでしょうか。「ネットゲームへの課金」や「スマートフォンを触っていないと落ち着かない」といったものもありますが、特にSNSに関連したトラブルが多く見られます。

大人は情報を得る手段としてSNSを利用することが多いですが、子どもは友だちや共通の趣味を持つ人と交流するためにSNSを利用することが多いと言われています。

また、子どもは、多くの人との交流を楽しむために、年齢や容姿、趣味など自分に関する情報を気軽に公開してしまったり、短い文章でテンポよくやりとりを行うことによる行き違いなどのトラブルを起しやすい傾向があります。

SNSに関連したインターネットトラブルの事例を紹介しますので、普段のスマートフォンなどの使い方を直していきましょう。

「？」の付け忘れ
違う意味で伝わった



ある日、学校のクラスのSNSグループで「Aさんの話は面白い」という意味で送信しようとした「Aさんの話っていつも面白くない？」という文章に「？」を付け忘れ、「Aさんの話っていつも面白くない」と送信してしまった。

間違って送信したことに気づかず、その日は寝てしまい、次の日にクラスの人々から「あんなこと言うなんてひどい」と責められてしまった。

また、別の日にどんな交通手段で来たのかを質問する意味で「なんできたの？」と送信したところ「なぜ、参加したの？」と否定的な意味で伝わってしまい、投稿を見たクラスメートを傷つけてしまった。

画像が拡散され
回収できない



SNSに名前や顔、年齢などを公開して投稿をしていると、大学生からダイレクトメッセージが届き、共通の趣味があったことから知り合いになった。頻繁に連絡を取り合っていたが、ある日、「裸の写真を送ってほしい」と頼まれた。断ったものの、しつこく頼まれ、仕方なく送ってしまった。その後、自分の画像がネットで拡散されていると聞き、確認すると大学生に送った画像だった。

後日、画像を送った相手は逮捕され、大学生ではなく40代の男性だったことが分かったが、インターネット上に拡散された画像は削除することができず、今もそのままになっている。

インターネットやゲームなどの長時間使用で 心配される子どもの健康被害

● 生活リズムの乱れ、睡眠への影響

「成長ホルモンの分泌」や「記憶の定着」は、寝ている時に行われますが、寝る直前までスマートフォンやゲーム機の画面を見ていると、脳が興奮して質の良い睡眠がとれません。

睡眠時間は、小学校低学年なら9時間半、高学年でも9時間は必要です。

● 視力への影響

コロナ禍によって視力の低下が幼年期から高校生まで顕著に進みました。ほかに、小さな画面を見続けることで、内・外斜視の恐れや動体視力の低下などが心配されます。



ネット健康問題啓発者全国連絡協議会
認定インストラクター 中谷 通恵 さん

● インターネット・ゲーム依存症の心配

コロナ禍によって全国的にインターネットやゲームなどの利用時間が増えました。

日常的に長時間の使用が続いていると、依存症になる危険性が高まります。依存症の予防として精神科医からは、「使用開始年齢を遅らせる」「使用時間を減らす」「全く使用しない時間をつくる」「家族の使用時間も減らす」などの方法が推奨されていますので実践してみてはいかがでしょうか。



ルールを守ってもらうために

子どもたちのインターネットトラブルの大部分は、日常生活の中で起こります。

そのため、各家庭でのスマートフォンやインターネット利用に関するルールを定めることはとても重要です。

一般的に、「個人情報を出さない」「夜中は使用しない」など、ルールをすでに作っている家庭もたくさんあると思いますが、ルールを作りっぱなしになってしまっている家庭も多いのではないかと考えています。ルールは作って終わりではなく、守ってもらわないと意味がありません。

守ってもらうために重要なのは、まず話し合うことです。家庭でのルールに関して、保護者が一方的に決めて

押しつけてはいけません。子どもとよく話し合い、一緒に考えることが大切です。

合わせて重要なことは、子どもがルールを守らなかった際にどうするかです。

ルールを破ったのに、何のペナルティーもなければ、その後、なす崩し的にルールを破るようになってしまいます。

子どもと一緒にルールを考える際に、もしルールを守らなかったらどうするかまで決められると、より良いですね。子どもがインターネットトラブルに巻き込まれると、取り返しがつかなくなってしまうことも多くあります。

そうなる前に、各家庭でスマートフォンやインターネットの使い方やルールを、いま一度確認してみているかがでしょうか。



教育支援課
としかず 飛田 寿一 専任指導員

インターネットトラブルを避けるためには 「家庭のルール」が大切

インターネットトラブルに遭わないために家庭でのルールを作ることや守ることの重要性について、
教育支援課 飛田 寿一 専任指導員と江別第三中学校 入谷 修司 教諭にお話を聞きました。

家庭での取り組みが重要

子どもたちがインターネットトラブルなどに巻き込まれないためには、家庭でのスマートフォンやインターネット利用に関するルールが重要だと思います。

子どもたちの自己管理に任せるだけでは、トラブルを避けることは難しいです。

また、ルールを作るだけでなく、守っていくことが大切です。

ルールを守ってもらうために、家庭でルールを作る際には「使いすぎない」といった抽象的なものより、「1日2時間まで」といった具体的なものにすると、子どもたち自身もルールを守りやすいです。

学校でも、情報モラル講習

をはじめ、スマートフォンやインターネットの使い方について指導はしますが、学校での指導には限界があります。スマートフォンやインターネットを使う場面は家庭がメインであり、学校では家庭でのスマートフォンの使い方まで確認することはできません。

子どものスマートフォン所持率は年々増加しています。スマートフォンを持たせるかどうかは各家庭それぞれで事情があると思います。

その中で、各家庭それぞれの事情に合わせたルールを作り、保護者が子どもたちにルールを守るよう働きかけていくことが大切です。

学校ができることには、どうしても限りがありますので、各家庭で危機感を持って取り組んでほしいです。



江別第三中学校
いりたに 入谷 修司 教諭

知っていますか？ えべつスマート4ルール

えべつスマート4ルールとは

スマートフォンなどを利用する子どもが増えたことで、SNSでのいじめ、不適切な利用による犯罪被害・個人情報漏えい、長時間使用による学習時間の減少・健康被害などの問題も増えました。そんなインターネットトラブルや健康被害から、子どもたちが自ら身を守ることを目的としたスマートフォン・インターネットなどの利用に関する市内小中学校の共通ルールです。

平成29年11月に行われた「えべつ中学生サミット&いじめ根絶子ども会議」で、子どもたち自身が、えべつスマート4ルールを守る行動宣言を行いました。

この宣言に基づき、市教育委員会と市PTA連合会は、えべつスマート4ルールの周

知を目的に、クリアファイル

を毎年子どもたちに配付しているほか、子どもたちや保護者に対して、講師がスマートフォンやインターネットなどの正しい使い方の講演を行い、家庭でのルールづくりについての啓発を行っています。

えべつスマート4ルールには、その名のとおり4つのルールが設定されており、この4つのルールを守ること、友人とのトラブルやネット犯罪、長時間使用による健康被害などの多くのインターネットトラブルを未然に防ぐことができます。



保護者にできること

子どもたちがスマートフォンなどを利用するのは家庭が最も多いため、インターネットに潜む危険から子どもたちを守るには、家庭でのルール作りが大切です。

特に、子どもの年齢が低い場合は、保護者から子どもに対してルールを守るよう積極的に促す必要があります。

家庭でのスマートフォンやインターネット利用のルールをまだ作っていない方や、これからスマートフォンを持たせようと考えている方は、この機会に子どもと話し合い、ルールを作るか、えべつスマート4ルールを守るように約束してみてもいいかがでしょうか。

また、家庭のルールと合わせて、フィルタリング設定を行うと、より一層効果的です。



ルールを守りやすい環境にするために

各家庭でルールを作ることにより、クラスメートや友だちグループなど一定の人間関係の中で、子どもたちが安心してルールを守りやすい環境になり、インターネットトラブルなどを未然に防ぐ効果が高まります。

しかし、家庭のルールがない子どもや、ルールを守らない子どもがいると、ルールを守っている子どもは自分のルールを守りづらくなり、トラブルに発展してしまうかもしれません。

子どもたちが傷ついたり、嫌な思いをせずに、安全に利用していくにあたり、子どもたち自身の力には限界があります。

そのため、大人がサポートをして環境を整えていくことが大切です。

各家庭それぞれで、子どもがスマートフォンやインターネット利用の在り方を考え、子どもたちがルールを守りやすい環境にしていくことが求められています。

えべつ中学生サミット&いじめ根絶子ども会議

市内の公立・私立合わせて9中学校の生徒会が参加し、学校でのいじめ根絶の取り組みの発表・意見交換を行う会議です。生徒会活動の発展と活性化を図ることを目的に、平成20年度から始まり、これまでに14回開催しています。

生徒同士が、発表・意見交換を通じて、いじめ問題について多角的に物事を捉え、考えを深めたり、他校の良い取り組みを自校に取り入れることで、学校生活の充実・発展に役立てています。

また、この取り組みは、他校の生徒同士が交流するという生徒たちにとって学びが大きい貴重な機会でもあります。



心とカラダと未来を守るためのスマートフォン・インターネットの4つのルール！

Rule 1

1日2時間以内とし、友だちとのメールなどのやり取りは、夜9時以降は行わない。



長時間使用をしていると、必ず弊害があります。勉強時間の不足、睡眠不足、家族とのコミュニケーションの不足、視力の低下など。1日の使用時間の制限や夜中に使用しない決まりは、日常生活の充実において重要です。



Rule 2

悪口や、人を傷つける内容は書き込まない。送る前に、しっかり確認する。



誹謗中傷をしないというのは基本ですが、直接言ったり、手紙に書くことと比べ、SNSで悪口などを発信することへの罪悪感が薄れている現状にあります。きちんとルールとして定め、やってはいけないことだと教えることが大切です。



Rule 3

名前・住所・学校名・顔写真などの個人情報は、絶対に投稿・公開しない。



個人情報をインターネットに公開するということは、模造紙に自分の写真を貼って、名前を大きく書き、駅やショッピングモールに張り出すようなものです。現実でやらないことは、インターネット上でもやめましょう。



Rule 4

困った時は一人で悩まず、保護者や先生などの大人に相談する。



インターネットトラブルは、放置していて収まるということではなく、どんどん悪化していきます。時間との勝負という部分もありますので困ったときは一人で悩まず、すぐに大人に相談するというのが必要です。



特集への感想をお寄せください

▼ 郵送・ファクスで送る

〒067-8674 高砂町6 広報広聴課 FAX 381-1149

▼ 市HPアンケートフォームで送る

市HP内「広報えべつ」を検索するか、右のQRコードを読み込んでください。



現代では、スマートフォンやインターネットは、あるのが当たり前で、生まれた頃にすでにどちらもあった小中学生にとっては、なおさらのことだと思っています。

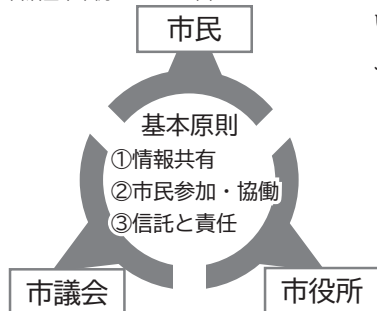
スマートフォンやインターネットは便利なツールだからこそ、使い方には注意が必要であり、簡単に世界中の人とつながることができる分、気をつけなければいけません。

保護者も子どもも安心して利用するためには、家庭のルールが必要不可欠です。

他人を傷つけず、自分を守るために、ぜひ家庭のルールを実践してみてはいかがでしょうか。

【終】

自治基本条例のイメージ図



自治基本条例
自治基本条例は、市民を主役としたまちづくり（市民自治）を進めるうえで、基本となる江別市独自のルールです。江別のまちづくりを進めるための基本的な考え方や、まちづくりに向けた取り組みなどを示しています。

市民を主役としたまちづくりの中心となる考えと守らなければならぬルール（基本原則）を3つ決め、それに基づいた「市民」「市議会」「市役所」の役割などが決められています。

自治基本条例

市民参加条例

市民がまちづくりに参加しやすい環境を整えるためのルールとして平成27年に「市民参加条例」を制定しました。市民参加とは、市が新たな総合計画を策定するときや、重要な条例などを制定・改定・廃止をするときなど、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼすようなことを行う場合に広く市民に情報を提供し、意見を求め、その意見を市の取り組みに反映させる制度です。

市民の皆さんが市政に参加するほど、市は、まちの状況や課題などに対する市民の意見をより多く得ることができ、そして、その意見を活かした取り組みが増えることにより、多様化するニーズや価値観を市政に反映させることができ、誰もが住みやすい江別の実現につながります。

みんなで進めるまちづくり 自治基本条例と市民参加条例

詳細

市民生活課
☎ 381-1124

市民参加の方法

1 市民委員として会議に参加

市が公募する審議会や協議会などの委員に応募し、会議の場で意見を出し合います。



2 意見公募（パブリックコメント）への参加

市が公表する重要な計画などの案について、市に意見を提出します。

実施中の案件はこちら



3 市民説明会に参加

市が開催する市民向けの集会で説明を聞き、その場で直接意見を述べることができます。

4 ワークショップに参加

ひとつのテーマについて、さまざまな立場の市民が集まって意見を出し合い、意見や提案をまとめて市に提出します。



5 アンケート調査への参加

市が行うアンケート調査に回答することで、市民の意見や意向が、市の政策や事業に活かされます。

転入アンケートやまちづくりアンケートが実施されています。

今年度は、旧町村農場の改修や本庁舎の建設に関するワークショップが行われています。



市の職員が市民のもとへ出向き、市政についてお話しする「出前講座」や、議会や審議会などの会議の傍聴、「市民の声」で思いを伝えることも、市民のみなさんと市をつなぐ市民参加の方法です。

税金、配偶者の控除は パートの収入額によって変わります

所得税と住民税

パートの給与収入が、年間103万円を超える場合は、その年に所得税がかかり、年間100万円を超える場合は、翌年に住民税がかかります。（扶養控除などの所得控除によって税金がかからない場合もあります）

配偶者控除など

今年中に夫婦双方に収入があり、一方がパート労働の場合、パートの給与収入が年間103万円以下の場合は配偶者控除、年間201.6万円未満の場合は配偶者特別控除が受けられます。

【詳細】市民税課市民税係
☎ 381-11012

パート給与 収入金額 ↓	自分自身に税金がかかるか		配偶者控除の 対象になるか	配偶者特別控除 の対象になるか
	住民税	所得税		
100 万円以下	かからない	かからない	なる 所得税控除額 38 万円 住民税控除額 33 万円	
100 万円超 103 万円以下	かかる			
103 万円超 201.6 万円未満		かかる	ならない	なる 所得税控除額 3 ～ 38 万円 住民税控除額 3 ～ 33 万円
201.6 万円以上				ならない

※ 上表は控除を受ける本人（パート給与収入がある人の配偶者）の合計所得が900万円以下（給与収入のみの場合1,095万円以下）の場合です。

※ 控除を受ける本人（パート給与収入がある人の配偶者）の合計所得が1,000万円（給与収入のみの場合1,195万円）を超える場合は、配偶者控除・配偶者特別控除は受けられません。そのほかの場合は市ホームページでご確認ください。



税法上の扶養と健康保険の扶養は異なります

健康保険の扶養に入ることができる条件は、自身の労働時間、労働日数、月額給与などによって異なりますので、詳しくは勤務先にご確認ください。

ふだんの生活にプラス1 ここにもあるある！ 協働のまちづくり

Part12

より良い地域を目指して、そこに暮らす人々が協力して取り組む「協働のまちづくり」。わたしたちの身近で行われている取り組みを紹介します。【詳細】市民生活課 ☎ 381-1124

手話に出会い、手話で学ぶ

活動のお問い合わせ：えべつ手話の会 E-mail: ebetussywa@hotmail.com

「手話の会」では、手指の動きや顔の表情などで表現する言語「手話」を楽しく学び、広く伝えることを目指してさまざまな取り組みを行っています。

毎週水曜（夜）と木曜（昼）に行う例会では、会員同士や聞こえない人たちと交流しながら、ゲームや手話歌、テキスト学習などで楽しく手話を学んだり、聴覚障がいの問題について考える活動をしています。

また、市内のイベントに参加して手話講座を開催したり、手話の普及と理解促進を目指して平成30年12月に制定された「江別市手話言語条例」を市民にPRする取り組みも行っています。



11月9日は、 119番の日

【詳細】 消防署管理課 ☎ 382-5453

11月9日は、119番の日です。いざという時のために、119番のかけ方を確認しましょう。

通報で伝えること

「火事」「救急」の区別、場所（携帯電話の場合は市町村名）、氏名がわかった段階で出動します。続けて状況（症状）などの追加情報を確認します。通報時は、指令員の問いかけに答えてください。

電話の受け答えが困難な方は

Net119緊急通報システム、ファクス、Eメールでの通報を受け付けています。ファクスの通報用紙は、消防本部のほか、ホームページで入手可。Eメールによる通報は登録制です。詳細は消防署管理課指令係（Eメール shirei@city.ebetsu.lg.jp）にお問い合わせください。

災害情報や病院の問い合わせ

119番を使用せず次の番号へ
● 災害情報：消防本部災害案内 ☎ 011-384-1199
● 病院について：救急医療情報案内センター ☎ 0120-20-8699
携帯電話からは ☎ 011-221-8669

聴覚や言語機能に障がいのある方が対象 Net119 緊急通報システム

● Net119 緊急通報システムのメリット

- ・携帯電話やスマートフォンで、ウェブサイトを使用した画面操作により通報が可能
- ・GPS 機能により、現在地の通知が可能

● 使用方法

「Net119 緊急通報システム」による通報は登録制です。利用をお考えの方は消防署管理課指令係（Email:shirei@city.ebetsu.lg.jp ☎ 382-5453）へお問い合わせください。



救急、火事のどちらかを選択

通報している場所（自宅か外出先）を通知

外出先なら、地図で場所を通知

通報受付後はチャット機能でやり取りが可能です。



具合が悪いのはどこですか？

お腹です

いつからですか？

今朝からです



緊急地震速報を見聞きしたら身の安全を守りましょう

【詳細】 危機対策・防災担当 ☎ 381-1407

最大震度 5 弱以上を予測した時に、震度 4 以上を予測した地域に対して緊急地震速報を発表しています。テレビやラジオ、携帯電話、スマートフォンなどで、報知音とともに伝えられます。

緊急地震速報を見聞きしたり、地震の揺れを感じたら、周囲の状況に応じて、身の安全を守りましょう。

家庭では



- ・頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する
- ・慌てて外へ飛び出さない
- ・無理に火を消そうとしない



地震に備えて、寝室や居間などに、物が落ちたり倒れてこない、安全なスペースを作っておきましょう。

屋外では



- ・ブロック塀の倒壊に注意する
- ・看板や割れたガラスの落下に注意する

鉄道・バスでは



- ・つり革、手すりなどにしっかりつかまる

エレベーターでは

- ・最寄りの階に停止させ、すぐに降りる

自動車の運転中は

- ・急ブレーキをかけず、ゆるやかに速度を落とす
- ・ハザードランプを点滅し、まわりの車に注意を促す

ワクチン接種は任意です

新型コロナワクチン接種には、努力義務が適用されています。努力義務とは、「予防接種を受けるよう努めなければならない」という予防接種法上の規定のことで、接種を強制するものではありません。

接種後に得られると期待される効果と、予想される副反応をよく考え、ワクチン接種をするかどうかを決定してください。



ワクチンの接種期間

新型コロナワクチンの接種期間は、令和5年3月31日まで延長されました。

5～11歳への3回目接種

接種券は、2回目接種日から5か月が経過する頃に送付します。（申請不要、転入などの場合は要申請）※引き続き、1・2回目接種も実施しています。

ワクチンの予約 / お問い合わせ先

■ インターネット予約

市のホームページ（右のQRコード）から予約してください。
※ アクセスが集中すると、つながりにくくなる場合があります。



■ 電話予約 / 予約のお問い合わせ

江別市新型コロナワクチンコールセンター

☎ 011-600-1234 (8:45～17:15)

※ 土日、祝日も受け付けています。

■ 副反応などに関するお問い合わせ

北海道専門相談ダイヤル

☎ 0120-306-154 (9:00～17:30)

※ 土日、祝日も受け付けています。

生後6か月～4歳への接種が始まります

接種を希望する方は、接種券の発行申請が必要です。

10月末にお送りした案内文書をご確認いただくか、右のQRコードから申請してください。



【接種回数】

3回 ※3回接種をすることでワクチンの効果が得られます。

【接種間隔】

1回目と2回目の間隔：3週間

2回目と3回目の間隔：8週間

新型コロナワクチン 最新情報

※ 掲載内容は後から変更される場合があります

【詳細】 新型コロナウイルス感染症対策室 ☎ 385-8910

【接種場所とワクチンの種別】

接種場所	ワクチンの種別
・青年センター	BA.1株 対応ワクチン (ファイザー社製)
・友愛記念病院 ・江別すずらん病院	BA.1株 対応ワクチン (モデルナ社製)
10月29日(土)～ ・市民会館 10月31日(月)～ ・市立病院 ・江別谷藤病院 ・溪和会江別病院 ・野幌病院 ・市内各クリニック 11月6日(日)～ ・大麻公民館	BA.4-5株 対応ワクチン (ファイザー社製)



ワクチンの種別について

オミクロン株対応ワクチンには、BA.1株に対応しているワクチンと、BA.4-5株に対応しているワクチンがあり、どちらが良いということはありません。接種日程や会場など、ご自身の都合に合わせて接種をしてください。

オミクロン株(BA.1株、BA.4-5株)対応 ワクチンの接種が始まっています

【特徴】

現在、流行しているオミクロン株と従来株の両方に対応した成分を含んだ2価ワクチンです。これまでのワクチンを上回る重症化・感染・発症などの予防効果が期待でき、今後の変異株に対しても有効であることが

期待されています。

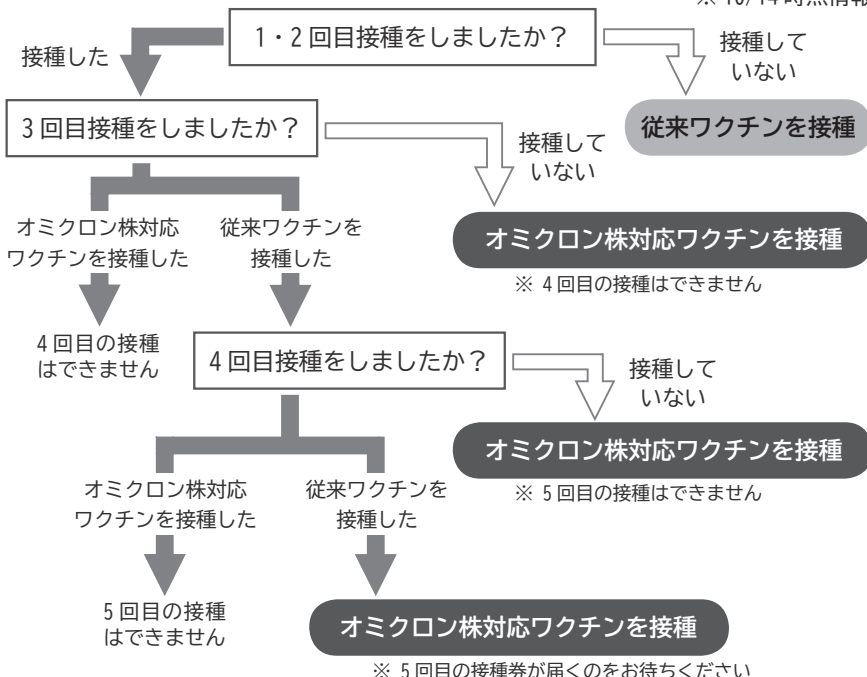
【対象者】

3～5回目の接種券をお持ちの方（すでに送付されている接種券をそのまま使用できます。）

※国において、接種間隔の短縮が検討されています。決定された接種間隔に応じて接種券を発送します。

【どのワクチンを接種できるか確認しましょう】

※ 10/14時点情報



※ オミクロン株対応ワクチンは、これまで接種した回数に関わらず1回のみ接種できます。